日本レコード協会 使用料規程【抜粋】
＜変更案＞

※下線部分が変更箇所（内容面の変更を伴う箇所は、吹出し付で網掛け表示）

第６節　教育・文化関連催事における演奏又は上映を目的とするレコードの複製及びレコード実演の録音

文言調整のための変更
（内容面の変更なし）

国、地方公共団体その他の公法人、又は特殊法人、公益法人、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない団体が主催又は後援して教育活動又は文化活動の一環として開催する発表会、競技会その他の催事**であって以下に定めるもの（以下「教育・文化関連催事」という。）において、当該催事に参加する団体（営利を目的とする団体を除く。）又は個人（以下、両者を併せて「参加者」と総称する。）が、公の演奏又は上映を行うことを目的として**レコードの複製及びレコード実演の録音を行う場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

１　音声作品、映像作品の発表会その他これに類する催事
　①　邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５，０００円
　②　洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５０，０００円以下で委託者が指定する額

２　バトントワーリングの競技会その他これに類する催事
　①　邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５，０００円
　②　洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５０，０００円以下で委託者が指定する額

３　馬術の競技会その他これに類する催事
　①　邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５，０００円
　②　洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５０，０００円以下で委託者が指定する額

４　ダンスの競技会その他これに類する催事

ダンス競技会等に
係る規定を追加

　①　邦盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５，０００円
　②　洋盤レコード及びこれに録音されたレコード実演
　　　１催事あたり、１曲５０，０００円以下で委託者が指定する額

（本節の備考）

（１）この節における用語の定義は以下のとおりとする。

① 邦盤レコード

国内のレコード製作者が著作隣接権を有するレコードをいう。

② 洋盤レコード

外国のレコード製作者が著作隣接権を有するレコードをいう。

ダンス競技会等に係る規定新設に伴う変更

（２）１、２又は４の規定を適用するにあたり、第一次予選から最終本選に至るまで複数段階が存在する発表会、競技会その他の催事については、全段階を通じて「１催事」とみなす。

（３）３の規定が適用される催事について、当該催事を主催又は後援する団体が包括的利用許諾契約を締結する場合におけるレコード及びこれに録音されたレコード実演の年間使用料合計額は、３の規定及び利用状況等を参酌して決定する。

ダンス競技会等の主催・後援団体との間で
競技会等単位の包括使用料額を定められることを規定

（４）４の規定が適用される催事において、当該催事を主催又は後援する団体が包括的利用許諾契約を結ぶ場合は、４の規定にかかわらず、参加者がレコード録音を行う合計曲数に応じて下表に定める使用料とすることができる。この場合において、当該催事に下記①、②の各事由が認められるときは、該当する事由ごとに、それぞれ下記の割引率を乗じて使用料を算定することができる。

①　主催又は後援する団体が非営利法人のみであること。　６０％

②　参加者が専ら学生であること。　６０％

（下表）

レコード録音の合計曲数	使用料額
５０曲まで	４０万円
１００曲まで	８０万円
１５０曲まで	１２０万円
２００曲まで	１６０万円
２５０曲まで	２００万円
２５０曲を超える場合	５０曲までを増すごとに、４０万円を加算して得た額